

(審議) 水力発電設備に係る規制・制度改革に対する対応について

平成 25 年 3 月 19 日
電 力 安 全 課

1. 経緯

(1) 閣議決定

平成 24 年 4 月 3 日付け「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」において水力発電設備に係る規制の見直しが閣議決定され、以下について平成 24 年度に検討し、結論を得次第措置することとなった。

① 小水力発電設備の保安規制の見直し

小水力発電設備に係る保安規制について、一般電気工作物及び事業用電気工作物に関する基準の緩和に向けて、安全性の検証及び事業者からのデータ等の収集等を行い、結論を得る。

② ダム水路主任技術者の資格要件の見直し

ダム水路主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる制度（許可選任）の対象範囲について、事業者の意見を踏まえ、安全性の確証が得られ次第、発電出力区分の上限値について見直しを行う。

(2) 提案者の対応

規制を見直すに当たっては、保安レベルが維持できることが大前提であり、その確認のためには事故の件数、状況及び原因等を把握・分析することが必要であるが、水力発電所に係る事故については、事業者から要望があったこともあり、従来より、速報のみ国への報告を求めることとし、詳報は報告を要しないこととしている。

このため、上記閣議決定後、提案者に対し、規制の見直しを要望する出力規模以下での水力発電所における人為的ミスや自然災害等による事故の情報とともに、許可選任された主任技術者のもとにおける事故の情報、主任技術者不在時の事故の情報、主任技術者の資質（土木に関する知識不足、技術不足及び経験不測等）に起因する事故実績等のデータの提供を依頼し、提供の了解を得たものの、これまでデータの提供が得られず、技術的検証が行えない状況。

2. 現状認識及び今後の対応

小水力発電設備に係る保安規制の見直しに当たっては、総合資源エネルギー

調査会原子力安全・保安分科会電力安全小委員会（現在の電力安全小委員会の前身）の下に設置した「小型発電設備規制検討ワーキンググループ」での審議を経て、平成23年3月に一般用電気工作物の対象範囲の拡大、工事計画届出を不要とする範囲の拡大、ダム水路主任技術者の選任を不要とする範囲の拡大を行ったところ。

その後、約2年を経過しているが、規制の見直しを行うべき特段の技術進歩や保安に関する状況変化等が発生していないため、当面規制の見直しは行う必要はないと考えられる。

なお、今後提案者等から、必要なデータ提供があった場合その他の状況変化があった場合には、合理的な規制のあり方を検討することとする。

(参考)

電気事業法における安全規制の改正結果(水力発電所)

【改正前】

電気工作物の分類	出力等条件	保安規程	主任技術者選任		工事計画届出
			電気	ダム水路	
事業用	ダムを伴う又は10kW以上	要	要	要	要
一般用	ダムを伴うものを除き最大出力10kW未満	不要	不要	不要	不要



【改正後】(平成23年3月14日以降)

電気工作物の分類	出力等条件	保安規程	主任技術者選任		工事計画届出
			電気	ダム水路	
事業用	ダムを伴う 又は最大出力200kW以上 又は最大使用水量1m ³ /s以上	要	要	要	要
	ダムを伴うものを除き かつ最大出力20kW~200kW未満 かつ最大使用水量1m ³ /s未満	要	要	不要	不要
	上水道施設、下水道施設、工業用水道施設の落差を利用する水力発電設備 かつ敷地外にダムや水路が存在しないもの	要	要	不要	不要
一般用	ダムを伴うものを除き かつ最大出力20kW未満 かつ最大使用水量1m ³ /s未満	不要	不要	不要	不要